

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都庁内管理規則の一部を改正する規則……………

……………(総務局総務部総務課)……………一

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一

○市街地再開発組合の解散認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○建築基準法による意見の聴取……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………一

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………

……………(同)……………三

○平成二十八年におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………

……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四

○平成二十八年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等……………

……………(同)……………四

○東京都立海上公園の休園……………

……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………五

公 告

○特定非営利活動法人の認定……………
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五

規 則

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十七号

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則

東京都庁内管理規則(昭和四十五年東京都規則第九十二号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号中「(細・夕)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第三百一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年三月二日
東京都知事 外 添 要 一

一 商 号 S・Iアセット株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 郷田 直毅

三 主たる事務所の所在地 中央区日本橋室町一丁目六番一号

四 免許証番号 東京都知事(2)第九〇三三七号

五 免許年月日 平成二十六年三月二十七日

●東京都告示第三百二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき調布駅南口東地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第三百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第十一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。
なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年三月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年三月十日(木曜日)

午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所

武蔵村山市市民会館 集会室
一 武蔵村山市本町一丁目十七番地の

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係(東京都立川合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住 東大和市南街一丁目十三番地十二号
所氏名 社会医療法人財団大和会 理事長 佐藤光史

建築敷地 武蔵村山市榎一丁目一番五ほか

地域地区 工業地域等

既存建築物の概要

申請の概要

工事種別 病院

増築

及び用途

病院

敷地面積 九、二〇〇平方メートル

約一、九一四平方メートル

(合計約一一、一一四平方メートル)

建築面積

約四、六四六平方メートル
約六〇一平方メートル
(合計約五、二四六平方メートル)

延べ面積

約一八、一五〇平方メートル
約一、一五八平方メートル
(合計約一九、三〇七平方メートル)

構造及び階数

鉄筋コンクリート造 軽量鉄骨造
地上六階地下一階 地上二階ほか

高さ

二六・八メートル

八・九九メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十一项ただし書

●東京都告示第三百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十八年三月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

小金井市中町二丁目五十三番一の一 平成二十八年二月八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第三百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区湊二丁目地内)

目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】

①	支点①は、中央区湊二丁目1番43の最北端とする。
②	支点②は、中央区湊二丁目3番47の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点①	01度57分20秒
支点②	01度37分56秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二日

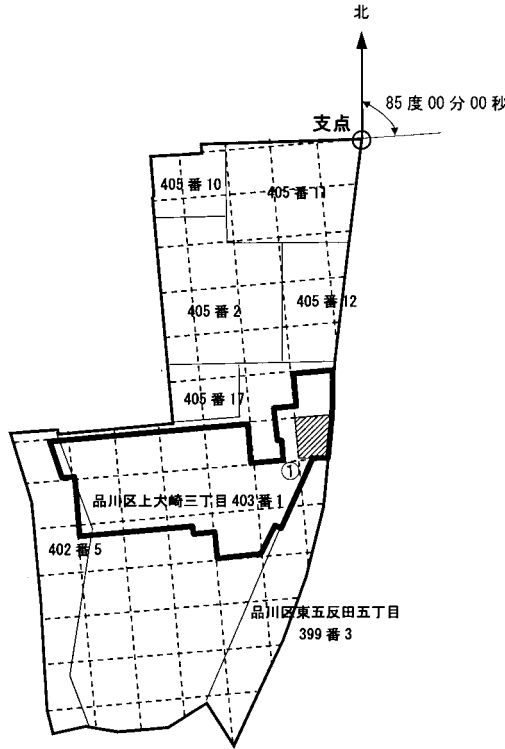
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区上大崎三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】
支点は、品川区上大崎三丁目 405 番 11 の最北端とする。

【格子の回転角度 (85度 00分 00秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
①	-41,006.51	-10,221.60

上記の座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第三百七号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年におけるさんご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十八年三月三日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十七隻

●東京都告示第三百八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年における底魚一本釣り漁業(小笠原海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十八年三月三日から同月十五日まで
 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
 七十隻

●東京都告示第三百九号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）
 第十八条の規定に基づき、東京都立フェリーふ頭公園を次
 のとおり休園する。

平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 休園面積 九、二九三・一〇平方メートル

二 休園期間 平成二十八年四月一日から平成三十二年
 三月三十一日まで

三 理由 臨港道路南北線工事のため

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四
 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、
 同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例
 の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三
 号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人プラチナ・ギルドの会

二 代表者の氏名

奥山 俊一

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田一丁目二十二番三一七〇六号

四 認定の有効期間

平成二十八年二月二十二日から平成三十三年二月二十

一日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001